

一般債振替制度

よくあるご質問
〈発行・支払代理人編〉

2022年8月

株式会社証券保管振替機構

はじめに

平素は弊社業務の運営に関し、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般債振替制度は 2006 年の制度開始以降、順調に稼働しておりますが、利用者の皆様から制度の御利用にあたり、様々なお問い合わせを受けております。この度、一般債振替制度の発行・支払代理人の皆様から受ける御質問のうち、お問い合わせの頻度が高いものや、誤って手続された場合の影響が大きいものについて、「よくあるご質問」としてまとめましたので御案内いたします。

一般債振替制度の発行・支払代理人の皆様におかれましては、制度の御利用にあたり、本資料のほか、規程規則、接続仕様書その他の資料を御参照のうえ、各種業務運営に御活用いただきますようお願いいたします。

1. 規程規則関係 (詳細資料(規))

→ 証券保管振替機構ホームページの「制度について」の「一般債振替制度」の「規則・手数料等」(<http://www.jasdec.com/system/sb/rule/>) から御覧いただけます。

- ・ 社債等に関する業務規程
- ・ 社債等に関する業務規程施行規則
- ・ 社債等振替制度に係る手数料に関する規則
- ・ 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則
- ・ 一般債振替制度に係る業務処理要領

2. システム関係 (詳細資料(シ))

→ Target ほふりサイトの「ほふりシステム情報サイト」から御覧いただけます。

- ・ 一般債振替システム システム処理概要
- ・ 一般債振替システム 接続仕様書
- ・ 一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル (代理人編) 等

3. 統計関係

→ 証券保管振替機構ホームページの「統計情報」

(<http://www.jasdec.com/material/statistics/>) から御覧いただけます。

- 目次 -

Q1	一般債振替制度の取扱対象
Q2	税理士法人や社会福祉法人が発行する債券は対象となるか
Q3	学校が発行する債券は対象となるか
Q4	医療法人が発行する債券は対象となるか
Q5	銘柄情報登録における発行体コード
Q6	ISIN コード決定タイミングと参照方法
Q7	銘柄公示情報
Q8	各申請等の入出力時限
Q9	銘柄略称の回号等
Q10	保証区分
Q11	担保区分
Q12	債券種類
Q13	募集開始日
Q14	外貨建の銘柄
Q15	個別承認採用フラグ
Q16	社債管理者
Q17	休日処理区分
Q18	利付割引区分
Q19	最終利払有無フラグ
Q20	利金計算期間の変動
Q21	変則的な利払日の設定
Q22	満期償還期日の設定
Q23	定時償還銘柄の償還方法の変更
Q24	コールオプション（全額償還）の利子額の設定
Q25	定時償還
Q26	コールオプション（一部償還）設定時の留意点
Q27	コールオプション（一部償還）の利子額の設定
Q28	物価連動債等
Q29	銘柄情報登録エラーと ISIN コードの付番
Q30	買入消却
Q31	グロスアップ銘柄
Q32	公募債の新規記録情報承認のタイミング
Q33	発行要項が変更となった場合の手続
Q34	期中の代理人変更
Q35	発行者が消滅する場合の手続
Q36	社債権者への通知、社債権者の上位口座管理機関の確認方法
Q37	手数料

Q38	新規記録手数料の基準日
-----	-------------

Q39	手数料明細の参照方法
-----	------------

よくあるご質問

Q1	一般債振替制度の取扱対象
一般債振替制度では、どのような債券を取り扱うことができますか。	

社債、株式等の振替に関する法律第2条第1項に規定されている公社債のうち、一般債振替制度で対象となる債券種類（※1）（※2）は以下のとおりです。

1. 社債（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社が発行）
2. 地方債（※3）
3. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債
4. 保険業法に規定する相互会社の社債
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債（特定目的会社が発行）
6. 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（※4）
7. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（社債的受益権（イスラム債等））
8. 外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（外債（サムライ債等））

※1 証券保管振替機構が発行者から取扱いについて同意を得たものであり、かつ、発行総額が1000万通貨単位以上であることや、国内発行であること等の要件に該当する銘柄であることが前提（社債等に関する業務規程第8条の2）

※2 新株予約権付社債（CB）等は一般債振替制度の取扱対象外

※3 証書形式で発行される地方債を除く

※4 発行主体が、法律の特別な定めにより発行するもの

Q2	税理士法人や社会福祉法人が発行する債券は対象となるか
税理士法人や社会福祉法人が発行する債券は、一般債振替制度の対象になりますか。	

税理士法人の設立根拠法である税理士法には債券発行に係る特別の規定がありませんので、他の法律に特別の定めがなければ、社債等に関する業務規程第8条の2第1項第6号に規定する特別法人債には該当せず、一般債振替制度の取扱対象銘柄には含まれないものと考えられます。

また、社会福祉法人の設立根拠法である社会福祉法には債券発行に係る特別の規定がありませんので、他の法律に特別の定めがなければ、同様に、一般債振替制度の取扱対象銘柄には含まれないものと考えられます。

Q3	学校が発行する債券は対象となるか
学校が発行する債券は、一般債振替制度の対象になりますか。	

国立大学法人法により設立された国立大学法人が発行する債券については、国立大学法人法に債券発行に係る特別の規定があり、社債等に関する業務規程第8条の2第1項第6号に規定する特別法人債に該当しますので、一般債振替制度の取扱対象銘柄に含まれます。

一方、私立学校法により設立された学校法人については、私立学校法には債券発行に係る特別の規定がありませんので、他の法律に特別の定めがなければ、社債等に関する業務規程第8条の2第1項第6号に規定する特別法人債には該当せず、一般債振替制度の取扱対象銘柄には含まれないものと考えられます。

Q4	医療法人が発行する債券は対象となるか
医療法人が発行する債券は、一般債振替制度の対象になりますか。	

医療法により設立された医療法人のうち、社会医療法人が発行する債券については、医療法に債券発行に係る特別な規定があり、社債等に関する業務規程第8条の2第1項第6号に規定する特別法人債に該当しますので、一般債振替制度の取扱対象銘柄に含まれます。

一方、医療法により設立された医療法人のうち、社会医療法人以外の医療法人については、医療法には債券発行に係る特別の規定がありませんので、他の法律に特別の定めがなければ、一般債振替制度の取扱対象銘柄には含まれないものと考えられます。

Q5	銘柄情報登録における発行体コード
銘柄情報登録を行う際の発行体コードの設定方法について教えてください。	

発行者には、発行体コードの付番を受けている発行者（地方公共団体、上場企業、公募債を発行する会社等）と付番を受けていない発行者がありますが、発行体コードの付番を受けている発行者に係る銘柄情報登録においては、発行体コードを必ず設定してください。

なお、発行体コードの付番を受けていても、一般債振替制度における同意に係る届出が行われていない場合や、発行者から証券保管振替機構に対する発行・支払代理人選任の届出が事前に行われていない場合には、銘柄情報登録ができませんので、当該発行者の代理人業務を初めて行う際はこれらの届出が行われていることを御確認ください。

Q6	ISINコード決定タイミングと参照方法
ISINコードの決定タイミングと参照方法を教えてください。	

新たに一般債を発行する場合には、発行代理人は条件決定後、証券保管振替機構に対し速やかに銘柄情報登録を行うこととしています。

発行体コードの付番を受けている発行者（地方公共団体、上場企業、公募債を発行する会社等）の発行銘柄の場合には、証券保管振替機構は、登録のあった銘柄を1日5回の時限（10:30、12:30、13:30、14:30、16:30）ごとに締め切って取りまとめたうえで、ISINコードの付番機関である証券コード協議会に対してISINコードの付番申請を行い、証券コード協議会の承認を受けた後、機構加入者宛にISINコード付番速報を、発行代理人宛に銘柄情報登録受付通知兼ISINコード付番通知を、それぞれ通知します（証券保管振替機構の取りまとめ後、原則としておよそ1時間程度で統合Web端末にて参照できます。）。したがって、ISINコードの付番時刻は発行代理人から銘柄情報登録が行われる時間によっても変動します。

なお、発行体コードの付番を受けていない発行者の銘柄（非上場企業等の私募債）の場合には、ISINコードは銘柄情報登録後速やかに付番（JP90Bから始まる12桁）され、統合Web端末にて参照できます。

<詳細資料>

(規)「一般債振替制度に係る業務処理要領」

(シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q7	銘柄公示情報
新規に一般債が発行される場合、証券保管振替機構ホームページ上の銘柄公示情報にはいつから表示されますか。また、銘柄公示情報にはいつまで表示され続けますか。	

銘柄公示情報の各銘柄の表示期間は、原則として払込日（発行日）の19時から満期償還期日の19時までとなります。なお、変動利付債で発行時に利率が決定していない等の理由により、利率及び1通貨あたりの利子額等が表示されていないケースもありますので御留意ください。

また、満期償還期日に償還金等の支払いが行われないなど、残高がゼロにならなかった銘柄については満期償還期日以降も銘柄公示情報に掲載されます。その場合には、元利金が支払われる等の措置により残高の全額の抹消が行われた日の19時をもって、当該銘柄は銘柄公示情報から削除されます。

Q8	各申請等の入出力時限
一般債振替制度における各申請や通知等の入出力時限について教えてください。	

一般債振替制度における各申請及び通知の入出力時限については、「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」又は「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 代理人編」におけるオペレーションごとの記載を御確認ください。

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程施行規則(別表1)」

(シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人編」

Q9	銘柄略称の回号等
銘柄の正式名称に回号等が含まれていない場合には、銘柄情報登録において銘柄略称の回号等はどのように設定すればよいですか。	

本項目は入力必須項目であるため、銘柄の正式名称に回号等が含まれていない場合には、発行者の判断により〇〇〇〇年度等の文言を設定してください。

<詳細資料>

(シ)「一般債振替システム システム処理概要」

Q10	保証区分
銘柄情報の保証区分の設定方法について教えてください。	

保証区分は以下のように設定してください。

- 0 : 無保証
無保証のもの
- 1 : 日本政府保証
政府保証が付されているもの
※政府保証が付されない財投機関債の場合には0 : 無保証とする。
- 2 : 銀行保証
銀行の保証が付されているもの
- 3 : 保証協会及び銀行保証
保証協会と銀行の共同保証が付されているもの
- 9 : その他保証
0、1、2、3に該当しないもの
※国外の法令にもとづく保証は9 : その他保証とする。

<詳細資料>

(シ)「一般債振替システム 接続仕様書(統合 Web 接続 CSV 方式編)」

(シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人編」

Q11	担保区分
銘柄情報の担保区分の設定方法について教えてください。	

担保区分は以下のように設定してください。

- 0： 無担保
無担保のもの
- 1： 一般担保
電力債等に付される担保で、社債権者が発行者の総財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利が認められているもの
- 2： 物上担保
担保付社債信託法の規定による物上担保が付されているもの
※物上担保が付されている場合には、受託会社、信託証書日付及び分割発行有無フラグを入力する。
- 9： その他担保
0、1、2に該当しないもの

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」
- (シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人 編」

Q12	債券種類
	特殊法人等に該当する発行者が株式会社化された場合には、当該発行者が発行する社債の銘柄情報の債券種類は、どのように設定するのですか。

債券種類は、株式会社化後も引き続き政府保証債を発行することが可能か否かの区分により、以下のように設定してください。

- ①株式会社化後も引き続き政府保証債を発行することができる発行者が発行する場合
 - 20：政府関係機関債（政府保証債）
政府保証の付されたもの
 - 21：政府関係機関債（財投機関債）
政府保証が付されない公募債
 - 29：政府関係機関債（その他）
政府保証が付されない私募債
- ②株式会社化後に政府保証債を発行することができない発行者が発行する場合
 - 40：普通社債

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」
- (シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人 編」

Q13	募集開始日
銘柄情報の募集開始日の設定にあたり留意すべき点を教えてください。	

募集開始日を設定する際、以下の点に御留意ください。

- ① 過去日付を設定することはできません。（募集開始日を、銘柄情報登録日と同日に設定することは可能です。）
- ② 募集開始日を設定した場合には、設定した日付が到来するまでの間、新規記録申請や振替申請はできません。（申請を入力した場合にはエラーとなります。）
- ② 募集開始日を設定しなかった場合には、銘柄情報登録後であって、かつ、ISIN コード付番が済み次第、新規記録申請及び振替申請を行うことができます。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」
- (シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人 編」

Q14	外貨建の銘柄
外貨建の銘柄の銘柄情報の発行総額や各社債の金額の設定にあたり留意すべき点を教えてください。	

発行総額は 1,000 万通貨単位以上、かつ、各社債の金額の整数倍で設定してください（円換算する必要はありません。）。各社債の金額は 1,000 通貨単位以上、1,000 通貨単位刻みで設定してください。

《例》

発行通貨が米ドル（USD）の場合

- ・発行総額 1,000 万ドル以上、かつ、各社債の金額の整数倍でなければなりません。
- ・各社債の金額 1,000 ドル以上、1,000 ドル単位でなければなりません。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」

Q15	個別承認採用フラグ
銘柄情報の個別承認採用フラグは、どのように使用すればよいのでしょうか。	

個別承認採用フラグは、元利払時に、支払代理人が取り扱う同じ利払期日の他の銘柄と①集約して決済するか（個別承認採用フラグ：N）、②個別に決済するか（個別承認採用フラグ：Y）、を定めるためのフラグです。なお、機構非関与銘柄は、一律、N（採用しない）を設定してください。

《例》

ある銀行が同一利払期日の銘柄A、銘柄B及び銘柄Cの支払代理人になっており、その3銘柄を保有する一機構加入者に、A銘柄について10万円、B銘柄について15万円、C銘柄について5万円の利金を支払うことになっていたとします。

各銘柄の銘柄情報登録時に、銘柄A及び銘柄Bは個別承認採用フラグをN、C銘柄は個別承認採用フラグをYで設定していた場合には、利金は以下のように集約されたうえで支払われます。

銘柄	個別承認採用フラグ	利金	集約結果	決済番号
A	N	10万円	25万円	8200607139000005
B	N	15万円		
C	Y	5万円	5万円	8200607139000006 (銘柄A及び銘柄Bの決済番号とは異なる決済番号が付番されます。)

また、銘柄情報登録時に個別承認採用フラグをNに設定していた場合でも、元利払の際に当該銘柄を個別に決済する必要がある場合には、償還期日又は利払期日の前営業日(12:30~15:30)に元利金請求内容承認可否通知で個別承認採用フラグをN(採用しない)からY(採用する)に変更することにより、当該銘柄の元利金の個別決済が可能になります。

なお、元利金請求内容承認可否通知において、Y(採用する)からN(採用しない)への変更はできません。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人編」
- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書(統合 Web 接続 CSV 方式編)」

Q16	社債管理者
銘柄情報の社債管理者の設定にあたり留意すべき点を教えてください。	

社債管理者を設定する際、以下の点に御留意ください。

- ① 社債管理者が複数存在する場合には、すべての社債管理者を設定してください。
- ② 地方債で受託銀行がある場合には、社債管理者の代わりに受託銀行を設定してください。
- ③ 投資法人債で投資法人債管理会社がある場合には、社債管理者の代わりに投資法人債管理会社を設定してください。
- ④ 特定社債で特定社債管理者がある場合には、社債管理者の代わりに特定社債管理者を設定してください。

- ⑤ 外債で当該外債の管理の委託を受けた会社がある場合には、社債管理者の代わりに当該外債の管理の委託を受けた会社を設定してください。
- ⑥ 財務代理人は社債管理者に該当しませんので、設定する必要はありません。
- ⑦ 発行代理人が社債管理者を兼ねている場合であっても、社債管理者の入力を省略できません。

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程」

Q17	休日処理区分
休日処理区分の設定にあたり留意すべき点を教えてください。	

以下の点に御留意ください。

- ① Target 保振サイトで通知している海外業務カレンダー（ロンドン及びニューヨーク）における非営業日と、各銘柄の発行要項で定義されているロンドン及びニューヨークの非営業日とは、一致しない可能性があります。したがって、ロンドン参照フラグ又はニューヨーク参照フラグの設定にあたっては、Target 保振サイトで通知している海外業務カレンダーを確認した上で、設定する必要があります。
- ② Target 保振サイトで通知している海外業務カレンダーの非営業日と発行要項で定義されている非営業日とに差異が生じている場合、又はある条件に抵触することにより期中に海外の非営業日を参照する必要が生じる可能性がある場合（参照すべき海外の非営業日がロンドン又はニューヨークの場合も含む。）には、銘柄情報登録にあたり、ロンドン参照フラグ又はニューヨーク参照フラグにN（参照しない）を、その他海外参照フラグにY（参照する）を設定してください。
- ③ 上記②の銘柄情報登録後、銘柄情報変更によりその他海外実利払期日を設定し、元利払期日を決定してください。
- ④ 利付債、割引債を問わず、休日処理区分の設定は行ってください。

Q18	利付割引区分
銘柄情報の利付割引区分の設定方法について教えてください。	

利付割引区分は以下のように設定してください。

F： 固定利率

払込日から満期償還期日の全期間において利率が固定であって、かつ、1通貨あたりの利子額（通常）が固定であるもの

V： 変動利率

①払込日から満期償還期日の全期間又は一部期間において利率が変動するもの

《例》

当初5年：固定、6年以降：変動とする場合

②払込日から満期償還期の全期間において利率は固定であるが、1通貨あたりの利子額が利払日ごとに異なるもの

《例》

発行要項等でカレンダーベースの利子計算期間の実日数から利子額を算出する定めがある場合

Z： 割引債

割引債又はゼロクーポン債

<詳細資料>

(シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人編」

(シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」

Q19	最終利払有無フラグ
銘柄情報の最終利払有無フラグとはどのような目的のフラグですか。	

最終利払有無フラグとは、満期償還日の一つ前の利払日に利金が支払われるか否かを示すものです。満期償還日に利金が支払われるか否かを示すものではありません。

Q20	利金計算期間の変動
利払期日（1）～利払期日（12）は暦上日となっており、一般的な銘柄では、初期及び終期を除く利金額計算期間は固定となっていますが、例外的な銘柄として、実利払日をベースに利金額計算期間そのものが変動する場合にはどのように設定するのですか。	
《例》	
年2回利払（利払期日：2月25日、8月25日）	
休日処理区分：前営業日に繰上げ	
2014年8月25日は非営業日である為、実利払日は2014年8月23日となる。	
【一般的な銘柄】2014年8月23日に、利金額計算期間2014/2/26から2014/8/25までの利金が支払われる。	
【例外的な銘柄】2014年8月23日に、利金額計算期間2014/2/26から2014/8/23までの利金が支払われる。	

利金額計算期間そのものが変動する場合には、利付割引区分をV（変動利率）と設定し、利払期日の都度、利金額計算期間に応じた1通貨あたりの利子額を通知してください。

Q21	変則的な利払日の設定
利払日が変則的（例：3月、6月、9月、12月の第一月曜日など）である場合には、銘柄情報登録はどのように行えばよいでしょうか。	

その他海外参照フラグをY（参照する）にしたうえで、利払期日の7営業日前まで、かつその他海外実利払日の7営業日前までに、銘柄情報変更にてその他海外実利払日を通知することにより、変則的な実利払日に対応することは可能です。ただし、利払期日及び休日処理区分（いずれも入力必須）の登録内容、その他海外参照フラグの利用の可否等に係る関係者との調整は、発行・支払代理人にて行ってください。

Q22	満期償還期日の設定
満期償還期日が払込日から1年未満に到来する一般債を発行することは可能でしょうか。	

一般債振替制度では年限に下限を定めていないため、満期償還期日が払込日から1年未満の一般債の発行は可能です。なお、一般債振替制度システムにおいては払込日+2営業日≦満期償還期日のチェックを行うため、払込日から満期償還期日までの期間が2営業日以上であれば一般債の発行が可能となります。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人編」
- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」

Q23	定時償還銘柄の償還方法の変更
ABS 等、定時償還銘柄であり、かつ、満期償還期日より前の定時償還期日にファクターがゼロになる可能性がある銘柄の設定方法を教えてください。	

以下のように設定してください。

- ① 満期償還期日には、発行時に想定される最も遅い元本完済期日を設定してください。
- ② コールオプション（全額償還）のコールオプション有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ③ 上記①で入力した満期償還期日より前に元本完済となる場合（ファクターがゼロになる場合）には、銘柄情報変更によりコールオプション（全額償還）の繰上償還期日に当該元本完済期日を設定し、全額償還を実施してください。

Q24	コールオプション（全額償還）の利子額の設定
<p>機構関与銘柄について、コールオプション（全額償還）の繰上償還期日を元利払期日と同日に設定する場合には、1通貨あたりの利子額をどのように設定すればよいか教えてください。</p>	

コールオプション（全額償還）の1通貨あたりの利子額には、通常の利払期日における1通貨あたりの利子額と同じ値を設定してください。

Q25	定時償還
<p>利払のサイクルと、定時償還のサイクルが異なる銘柄の設定方法を教えてください。</p> <p>《例》</p> <p>年2回利払：利払期日： 3月20日、9月20日</p> <p>年1回償還：定時償還期日：3月20日</p>	

以下のように設定してください。

- ① 定時償還有無フラグをY（あり）と設定してください。
- ② 定時償還通知区分をV（期中に通知）と設定してください。
- ③ 例に示した銘柄については、銘柄情報変更により、各年次の3月20日の定時償還期日に係る定時償還額（償還計画における定時償還額）を入力してください。
- ④ 例に示した銘柄については、銘柄情報変更により、各年次の9月20日の定時償還期日に係る定時償還額をゼロで入力してください。

Q26	コールオプション（一部償還）設定時の留意点
<p>コールオプション（一部償還）の設定にあたり留意する点を教えてください。</p>	

以下の点に御留意ください。

- ① 定時償還有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ② 定時償還通知区分にV（期中に通知）を設定してください。
- ③ コールオプション（一部償還）のコールオプション有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ④ コールオプション（一部償還）条項のみが付されており、定時償還が行われない場合であっても、銘柄情報変更により各利払期日における定時償還額をゼロと設定する必要があります。
- ⑤ コールオプション（一部償還）は初回定時償還期日よりも前に行使することはできませんので、初回定時償還期日よりも前にコールオプション（一部償還）が行われる可能性のある銘柄（④に該当する銘柄も含まれます。）である場合には、初回利払

期日と同日を初回定時償還期日として設定してください。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 代理人編」
- (シ)「一般債振替システム 接続仕様書 (統合 Web 接続 CSV 方式編)」

Q27	コールオプション (一部償還) の利子額の設定
コールオプション (一部償還) の繰上償還期日が元利払期日と同日であった場合の、1 通貨あたりの利子額の設定方法を教えてください。	

コールオプション (一部償還) の 1 通貨あたりの利子額の値には、通常の利払の 1 通貨あたりの利子額の値と同じ値を設定してください。

Q28	物価連動債等
物価連動債等、残高に対して一定の指数等 (例: 連動係数) を乗じた想定元本に基づき、元利払を行う銘柄の設定方法を教えてください。	

以下のように設定してください。

- ① 変動利率 (利付割引区分が V (変動利率)) の銘柄として登録してください。
- ② 各利払期日に適用される連動係数が決定したとき、それに応じた 1 通貨あたりの利子額を算出し、銘柄情報変更を行ってください。

《例》

連動係数が 1.005、利率が 0.5%、年 2 回利払の場合

1 通貨あたりの利子額 = $1.005 \times 0.005 \times 1/2 = 0.0025125$

- ③ 満期償還期日に適用される連動係数が決定したとき、銘柄情報変更によりそれに応じた償還プレミアムを設定してください。

《例》

連動係数が 1.005、各社債の金額が 1 億円の場合

償還プレミアム = $1 \text{ 億円} \times (1.005 - 1) = 500,000 \text{ 円}$

Q29	銘柄情報登録エラーと ISIN コードの付番
銘柄情報登録を行ったところ、エラーとなりました。ISIN コードは付番されるのですか。	

エラーとなった場合には、ISIN コードは付番されません。エラー内容を確認し、再度銘柄情報登録を行ってください。

Q30	買入消却
買入消却を行う場合、買入消却金額を各社債の金額の一部の金額とすることはできますか。	

買入消却を行う場合の買入消却金額は、各社債の金額の整数倍である必要があります。そのため、各社債の金額の一部の金額で買入消却を行うことはできません。

Q31	グロスアップ銘柄
グロスアップ銘柄とはどのような銘柄をいいますか。	

グロスアップ銘柄とは、発行者の所在地国で源泉徴収が行われる外債で、当該源泉徴収相当額を発行者が上乗せする銘柄をいいます。なお、発行者の所在地国にて源泉徴収が行われるか否か、発行者がグロスアップ銘柄を発行できるか否かは、所在地国の税法等や発行者の判断により決定されます。

<詳細資料>

(規)「一般債振替制度に係る業務処理要領」

Q32	公募債の新規記録情報承認のタイミング
公募債の発行にあたり、決済照合システムにおいて通知された新規記録情報の承認はいつまでに行う必要がありますか。	

公募債の場合には、発行代理人は払込日の2営業日前までに新規記録情報の承認を行ってください。

<詳細資料>

(規)「一般債振替制度に係る業務処理要領」

Q33	発行要項が変更となった場合の手続
発行済みの銘柄について、発行要項の条項を一部変更することになりました。証券保管振替機構に対してどのような手続が必要ですか。	

発行要項について変更が生じた場合には、以下のとおり対応をお願いします。なお、銘柄情報に変更が生じる場合、変更不可能な項目もありますので、変更可否が不明の場合は事前に証券保管振替機構に御連絡をお願いします。

《機構関与銘柄の場合》

- ① 変更後の発行要項の提出をお願いいたします。なお、提出の際には事前に証券保管振替機構に御連絡をお願いします。
- ② 発行要項の変更に伴い銘柄情報に変更が生じる場合には、一般債振替システムへの銘柄情報変更ファイルの送信や、Target ほふりサイトの一般債振替制度代理人専用 Web 画面にてその他情報（例、変動利率に関する情報）の再送信が必要となります。具体的な手続は詳細資料にて御確認ください。
- ③ 銘柄情報変更ファイルにて変更が不可能な項目の変更（例、利払日の変更）については、事前に証券保管振替機構に御連絡ください。

《機構非関与銘柄の場合》

- ① 機構非関与銘柄の場合、発行時に発行要項の提出は不要であり、したがって再提出も不要です。
- ② 発行要項の変更に伴い銘柄情報に変更が生じる場合には、機構関与銘柄と同様に一般債振替システムへの銘柄情報変更ファイルの送信やその他情報の再送信が必要となります。
- ③ 銘柄情報変更ファイルにて変更が不可能な項目の変更については、機構関与銘柄と同様に事前に証券保管振替機構に御連絡下さい（当該対応を行う場合には、変更のエビデンスとして発行要項の御提出をお願いすることがあります。）。

<詳細資料>

(規)「一般債振替制度に係る業務処理要領」

(シ)「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」

Q34	期中の代理人変更
------------	-----------------

期中に支払代理人を変更することは可能ですか。	
------------------------	--

社債等に関する業務規程に規定のとおり、支払代理人は、払込後から抹消までの手続を行う者であり、原則として、支払代理人を変更することはできません（支払代理人の合併や破綻等、やむを得ない事情がある場合を除きます。）。

Q35	発行者が消滅する場合の手続
------------	----------------------

自社が発行・支払代理人を務める発行者が吸収合併により消滅する場合には、証券保管振替機構に対してどのような手続を行えばよいですか。	
--	--

消滅会社及び存続会社の発行体コードの有無により手続が異なりますので、事前に証券保管振替機構へ御連絡ください。

Q36	社債権者への通知、社債権者の上位口座管理機関の確認方法
特定の銘柄の社債権者に通知したい事項があるのですが、どの口座管理機関が保有しているかについて確認できますか。	

証券保管振替機構では、ある銘柄についてどの口座管理機関が保有しているかをお答えすることはできませんが、一定の要件を満たす銘柄及び通知事項については、「社債情報伝達サービス」を利用して、必要な情報を社債権者に通知することができます。

詳細は、一般債振替制度に係る業務処理要領 第7章 社債情報伝達サービスに係る手続 を参照してください。

<詳細資料>

(規) 社債に係る必要な情報の通知に関する規則

(規) 「一般債振替制度に係る業務処理要領」

Q37	手数料
発行・支払代理人として必要となる手数料について教えてください。	

発行・支払代理人に関する主な手数料には、制度参加に係る手数料と振替業務に係る手数料があります。

制度参加に係る手数料としては、システム接続準備手数料を制度参加時に、端末接続料を毎月、それぞれお支払いいただきます。

また、振替業務に係る手数料のうち、新規記録手数料は新規記録に係る発行者が徴収対象者となりますが、請求・納入にあたっては、証券保管振替機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとしています。

その他の手数料及び詳細等については「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」を御参照ください。なお、証券保管振替機構以外の関係者に支払う手数料については、証券保管振替機構において定めるものではありません。

<詳細資料>

(規) 「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」

Q38	新規記録手数料の基準日
一般債振替制度に係る新規記録手数料が課金される基準日はいつですか。	

新規記録手数料は、払込日を基準とし、銘柄ごとに徴収料率に基づいて計算したものを、当該発行を行った月分まとめて請求いたします。

Q39	手数料明細の参照方法
-----	------------

一般債振替制度に係る手数料の内訳はどのように確認できますか。

Target ほふりサイトにおいて、手数料明細票を CSV ファイルにて取得することが可能です（メニュー欄：手数料明細を見る）。また、当該 CSV ファイルは同様に Target ほふりサイトより取得する手数料明細作成ツール（機構加入者等）※を利用することで、Excel 形式の明細票に変換できます。

※ 手数料明細作成ツールは、ツールの更新の都度、Target ほふりサイトの「ほふりからの連絡を見る」ページに掲載しています。更新によって旧バージョンが利用できなくなっていることがありますので、当ページにて最新版を御確認ください。